

「獣医療法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」の結果について

令和5年10月13日
農林水産省 消費・安全局

農林水産省では、獣医療法施行規則の一部を改正する省令案について、令和5年8月24日から9月22日までの期間、e-Govに掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、本件に関して1名の方から2件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見と、それに対する農林水産省の考え方を別紙1のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

なお、本件につきましては、意見公募時に公示した内容に一部技術的な修正を加え、別紙2のとおり獣医療法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正することとしたのでお知らせいたします。

問い合わせ先
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
担当：獣医療提供戦略班
代表：03-3502-8111（内線 4530）
直通：03-3501-4094